

下記の重要な手続きはお済みですか？

① 社会保険の加入手続き

管轄の年金事務所にて手続きが必要です。※法人の場合労働者1人でも雇用していれば加入となります

② 労災保険の加入手続き

管轄の労働基準監督署へ労働保険関係成立届や労働保険概算保険料申告書の提出が必要となります

③ 雇用保険の加入手続き

管轄のハローワークにて雇用保険適用事業所設置届や雇用保険被保険者資格取得届の提出が必要となります

④ 就業規則の提出

労働者が10人以上いる場合には、労働基準監督署に就業規則の提出が必要となります

ご面倒な手続きは、国家資格者保持者であり、社会保険手続き等の申請代行を認められております
当事務所の社会保険労務士にお任せください。

お気軽にお問合せください。

**ネットで検索するよりも、専門家へ無料で質問した
ほうが効率的！**

◎多数の経験によるノウハウにより、スムーズな対応、届出が可能です。

☎ 090-2567-5336 (担当：大澤) 受付時間：9:00～17:00 (月～金)

無料 FAX 相談フォーム 送信先 FAX：042-726-5328

御社名：	ご担当者様名：
電話番号：	ご質問内容

大澤明彦社会保険労務士事務所

全国社会保険労務士会 登録番号 第13010036号 東京都社会保険労務士会 会員番号 第1319685号

〒194-0032 東京都町田市本町田68-□-342

E-mail：akihiko-ohsawa@ac.auone-net.jp

URL：https://www.aohsawa-sr.com/

